

福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年1月21日)

[件 名]

- 1 鳥取県石綿健康被害防止条例の一部改正について
(環境立県推進課)・・・2
- 2 日野町の星空保全地域指定について
(環境立県推進課)・・・4
- 3 淀江処分場計画地の埋蔵文化財発掘調査完了後の埋戻し等の状況について
(循環型社会推進課)・・・6
- 4 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る調査・設計等の進捗状況について
(循環型社会推進課)・・・8
- 5 「第2回とっとり緑のまちづくり」コンテストの受賞者の決定について
(緑豊かな自然課)・・・9
- 6 鳥取県動物愛護管理推進計画(第3次)案に係るパブリックコメントの実施結果について
(くらしの安心推進課)・・・11
- 7 鳥取県食品衛生条例の一部改正(新設業種の基準)について
(くらしの安心推進課)・・・12
- 8 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正について
(くらしの安心推進課)・・・13
- 9 新型コロナ対策認証事業所等の状況について
(くらしの安心推進課)・・・14
- 10 市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の改正について
(住まいまちづくり課)・・・16
- 11 鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会・準備会の開催概要について
(水環境保全課)・・・17
- 12 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(緑豊かな自然課)・・・18

生活環境部

鳥取県石綿健康被害防止条例の一部改正について

令和3年1月21日

環境立県推進課

大気汚染防止法(以下「法」という。)の一部改正に伴い、鳥取県石綿健康被害防止条例(以下「条例」という。)の改正を検討しているため、検討状況について報告する。

1 法改正の概要

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、知事等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する改正が行われた。

また、環境省令改正により事前調査については、令和5年10月1日から「石綿含有建材調査者」(特定、一般、一戸建て等の3種あり)及びこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者が実施することと規定された。

区分	レベル1	レベル2	レベル3
発じん性	著しく高い	高い	低い
建築材料の種類	吹付け石綿	石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材	成形板・セメント管などの石綿含有建材
使用箇所例	梁・柱等	配管、煙突等	壁板、天井板、水道管等
規制の根拠	現行	法・条例	条例
	改正後	法・条例	

2 条例の主な改正方針(案)

現行条例に基づく規制の水準を維持しながら法改正に対応するための所要の改正を行う。

法改正の内容	条例の改正方針案	施行日
<事前調査> ①石綿を含有する建築材料の有無等に係る事前調査についての実施主体が「元請業者」と明記された(従来は「施工者」)。	・法に合わせ、事前調査の実施主体を「元請業者」と明記する。 ・施工者間で情報共有が必要であり、元請業者が下請業者に事前調査結果を説明することを明記する。	令和3年4月1日
②元請業者は、事前調査を行い、その結果を知事へ電子報告することとされた。	・新たな法手続きと重複等するため、事前調査結果の知事への報告手続き(県独自)を廃止する。	令和4年4月1日
③事前調査結果を報告しなかった者に対する罰則規定(30万円以下の罰金)が設けられた。	・法に基づく告発に向けた所要の措置をとることを追加する。	
<除去作業> ④元請業者は、下請業者に対し、作業方法等を説明しなければならないこととされた。	・法に合わせ、元請業者が下請業者に作業方法等を説明する手続きを追加する。	令和3年4月1日
⑤元請業者は、石綿除去作業完了後に、その結果を発注者に対し書面で報告し、また作業記録を作成・保存することとされた。	・適切に作業等が実施されたことを確認するため、元請業者に対して、発注者へ報告した書面の写しを知事に提出する手続きを追加する。	

3 関係者との意見交換

鳥取県建設業協会や解体業協会、関係自治体等の関係者と「石綿対策検討会」を令和2年11月19日(木)に開催し、条例の改正方針案について意見を伺い、了解いただいた。

4 今後のスケジュール(予定)

令和3年2月下旬 2月議会に条例改正案を附議
 令和3年4月1日ほか 改正条例施行

<参考1>石綿（アスベスト）について

- ・天然の鉱石繊維で、耐熱・耐薬・絶縁に優れ、かつ安価であったため、建材（吹付材、断熱材、スレート材など）として、昭和30年頃から使用が一般化し、昭和50年をピークに、工場・ビル等から一般住宅まで様々な建築物に広く使用されてきた。
- ・一方で、肺がん・中皮腫等の健康被害が社会問題となり、昭和50年から5%を超えて含有する吹付作業を原則禁止して以降、規制が順次強化され、平成18年9月1日から製造・輸入・使用等が全面禁止されている。
- ・本県では、平成17年10月、条例を制定し、法規制よりも厳格な独自規制を行ってきた。

<参考2>法及び条例における主な規制内容

	法(現行)	法(改正後)	条例(現行)	条例(改正案)
<事前調査> (1) 事前調査の実施	(<u>施工者</u>)レベル1、2 建材の有無を調査 →発注者への説明	(<u>元請業者</u>)レベル1、2、3建材の有無を調査 →発注者への説明	(<u>施工者</u>)レベル1、2、3建材(<u>成形板・セメント管</u>)の有無を調査 →発注者への説明	<改正①> (<u>元請業者</u>)レベル1、2、3建材の有無を調査 →発注者への説明 → <u>下請業者への説明</u>
(2) 事前調査結果の知事への報告	(規定なし)	<u>事前調査結果の知事への報告</u> ※ <u>未報告者に対する罰則(30万円以下の罰金)</u>	<u>事前調査結果の知事への報告</u> ※ <u>未報告者に対する一時停止命令</u>	<改正②・③> (<u>廃止</u>) ※ <u>法に基づく事前調査結果の未報告者に対する告発に向けての措置・一時停止命令</u>
<除去作業> (3) 作業方法等の説明		<u>下請業者への説明</u>		<改正④> <u>下請業者への説明</u>
(4) 作業実施届出	レベル1、2建材の除去等作業時に知事へ届出	(現行どおり)	レベル3建材(成形板・セメント管)の除去作業時に知事へ届出	(現行どおり)
(5) 除去作業	作業基準(<u>レベル1、2建材</u>)の除去等作業を対象に規定)に基づき実施	作業基準(<u>レベル1、2、3建材</u>)の除去等作業を対象に規定)に基づき実施	作業基準(レベル3建材(成形板、セメント管)の除去作業を対象に規定)に基づき実施	(現行どおり)
(6) 作業記録・報告	(規定なし)	<u>作成・保存、発注者への報告</u>	(規定なし)	<改正⑤> <u>法または条例に基づく作業実施届出の対象工事については、発注者への報告の写しを知事へ提出</u>

日野町の星空保全地域指定について

令和3年1月21日

環境立県推進課

日野町の全域を星空保全地域に指定すること等について、1月13日開催の鳥取県景観審議会星空環境保全部会で妥当と判断されるなど、指定に向けた手続きを進めているので報告する。

1 日野町の星空保全地域指定について

(1) これまでの経過

時期	内容
令和2年9月5日	日野町が町議会全員協議会において、県へ星空保全地域指定要請を検討している旨説明。→異論なし。
〃 10～11月	・日野町全域を県に指定要請することにつき町でパブリックコメント募集。 ・町民向けケーブルテレビで星空保全地域の制度等周知・意見募集。 →いずれも特段の意見なし。 →町から星空保全地域への指定について県に文書で要請(11月20日)。
〃 12月	日野町内の星空環境の状況及び星空を活用した取組状況等の調査、星空保全照明基準案の県から町への意見聴取。→同意を得た。
令和3年1月13日	県景観審議会星空環境保全部会において、 星空保全地域の指定区域案、照明基準案について審議→妥当と判断された。

(2) 星空保全地域に指定する妥当性

ア 星空等の状況

- ・町域の大部分が山で囲まれ、外部の光の影響は少ない。
- ・夜空の暗さを調査したところ町全域にわたり美しい星空が見える環境にあることが確認された。

イ 星空を活用した取組の状況

<これまでの取組>

- ・平成20年度から、町内外の子どもたち等を対象に星空の美しさ、光害について考える星空観望会を開催している。

<指定後の主な取組予定>

- ・夜の体験メニューである星空観察と、鶺鴒の池公園でのキャンプや町内唯一の宿泊施設である「リバーサイドひの」の宿泊を組み合わせた旅行商品を造成する。
- ・ケーブルテレビ、ホームページ、SNSなどの様々な広報媒体を活用して、町の取組をはじめ、民間事業者や地域住民の取組を発信する。

2 星空保全照明基準について

(1) 環境省の光害対策ガイドラインで地域特性に応じて参酌し定める基準について、「村落・郊外型住宅地」を適用する。(他地域と同じ)

- ①屋外照明器具…上方光束比は5パーセント以下とする。
- ②建築物等を照射する照明器具…照射される建築物等の表面の輝度は5カンデラ毎平方メートル以下とする。
- ③広告物照明器具…広告物の表面の輝度は400カンデラ毎平方メートル以下とする。

(2) 以下の照明器具の使用について規定する。

- ①バルーン投光器 …夜間の工事・催物の期間に安全確保のため必要な範囲内で使用する場合に限り、屋外照明器具の規制対象から除外する(他地域と同じ)。
- ②樹木等のライトアップ …使用は午後10時まで(関金と同じ。日南、若桜は「1日以内の催物」は除く)

3 今後の予定

1月下旬～2月中旬：星空保全地域の指定区域案と星空保全照明基準案の公告縦覧(2週間)

2月下旬頃：日野町の全域を星空保全地域に指定(告示)

【星空保全地域】

優れた星空環境を有する区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における星空環境を保全することが特に必要として「鳥取県星空保全条例」に基づき県が指定する地域。

・これまで鳥取市佐治町(平成30年4月1日)、日南町(平成30年6月28日)、若桜町(令和元年8月28日)、倉吉市関金町(令和元年10月31日)を指定。

・県は、保全地域に対し屋外照明の設置・使用等について基準を設ける一方、照明器具を当該基準に適合させるための補助制度や、星空を生かしたイベントの補助等、地域振興に係る助成事業により支援を行う。

(注) 太字：・施行規則で「環境省のガイドラインを参酌して数値等を定める」と規定し個別に定める事項。
 ・条例で「当該星空保全地域における星空環境保全のために特に配慮を要する事項」と規定し個別に定める事項。
 ※太字以外は施行規則で規定しているもの。

照明器具の種類	項目	基準
屋外照明器具	設置の位置	照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。
	照射の方向	1 垂直に設置した場合の上方光束比が 5パーセント以下 となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 1以外の照明器具を設置し、使用する場合は、その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。 ただし、工事又は一時的な催物の夜間における安全の確保のために必要な範囲内で設置し、使用する照明器具については、この限りでない。
建築物等を照射する照明器具	設置の位置	必要最小限の箇所に設置して使用すること。
	照射の方向	1 次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 建築物等のみを照射すること。 2 その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。
	輝度	照射される建築物等の表面の輝度は、 5カンデラ毎平方メートル以下 とする。
広告物照明器具	照射の方向	1 広告物を外部から照射する場合においては、次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 広告物のみを照射すること。 ウ その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。 2 広告物本体が発光する場合又はその内部が発光する場合においては、その縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。
	輝度	広告物の表面の輝度は、 400カンデラ毎平方メートル以下 とする。
一時的な催物の演出を目的として特定の対象物（建築物等を除く。）を照射する照明器具	照射の方向	上方への漏れ光を抑制するよう配慮すること。
	使用の時間	午後10時までの使用とする。
	輝度	照射する対象物の表面の輝度は、演出の目的を達成するために必要な最小限度のものとする。

備考

- 1 「屋外照明器具」とは、道路、駐車場、庭園その他の屋外の場所において必要な明るさを確保する目的で設置し、使用する照明器具（イルミネーションの用に供するものを除く。）をいう。
- 2 「建築物等」とは建築物、工作物その他の施設をいい、「建築物等を照射する照明器具」とは建築物等の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具をいう。
- 3 「広告物照明器具」とは、広告物の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具又は広告物本体若しくはその内部が発光する広告物をいう。
- 4 上方光束比は、光源全体から出る光束のうち水平より上方に向かう光束の比率とする。
- 5 照射される建築物等の表面の輝度は、平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値とする。
- 6 広告物の表面の輝度は、次のいずれかによるものとする。
 (1) 広告物の外観を照射するとき 平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値
 (2) 広告物本体又はその内部が発光するとき 広告物の表面の輝度を測定して得た数値
- 7 平均照度及び輝度の測定方法は、日本産業規格C7612及びC7614による。
- 8 個人の住宅に係る照明器具については、この基準は適用しない

淀江処分場計画地の埋蔵文化財発掘調査完了後の埋戻し等の状況について

令和3年1月21日
循環型社会推進課
とっとり弥生の王国推進課

令和2年度に淀江産業廃棄物処分場計画地内で（公財）鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）が実施していた埋蔵文化財発掘調査については、昨年11月30日に現地調査が終了しましたが、その後の対応については、令和2年11月定例県議会での議論を踏まえ、以下のとおりとしましたので報告します。

1 調査済み墳丘の保全

センターは、調査済みの墳丘を現状のまま保護する埋戻し・緑化を行う（森林法に基づく林地開発変更許可後、保全に着手予定）。

※現在、調査済み墳丘の一部がベルト（＝土層観察や図面等記録作成を目的に畔状に掘り起こしたもの）として残っている状態である。

○実施期間（予定）：令和3年1月下旬～3月中旬

○埋戻し・緑化の概要：

- ・発掘調査後の状態に保護層として覆土を行い、植生シートによる緑化を実施する。
- ・その他の周辺部分については、整地し、別途緑化を実施する。

2 墳丘土層断面の剥ぎ取り保存（土嚢積み工法部分）

当該墳丘には「土嚢積み工法」が用いられており、本県の晩田山古墳群ほか全国でも確認されているが、調査で判明した貴重な事例のため、埋戻し前に県が該当部分の剥ぎ取り保存を行った。

○実施時期：令和3年1月14日～15日（剥ぎ取り保存作業）

（注）土嚢積み工法：盛り土が崩れないようイネ科の植物を用いて製作された「俵」に土を詰めて盛る工法で、古墳での発見例が多い。

剥ぎ取り保存：土層断面に樹脂を塗りガーゼ等の布を貼り付け、更に布の上から樹脂を塗り、樹脂の硬化後、布を壁から引き剥がすことで、布に張り付いた土層断面を転写する保存方法。壁面などで土が堆積している状況を見ることができ、土が堆積した順序と混入物から、遺跡の成り立ちを知ることができる。



調査済み墳丘（ベルト）の現状



土嚢積み工法が見られる土層の断面

3 今後の予定

発掘調査の結果は、センターが令和3年度中に報告書としてとりまとめる（米子市文化財団に業務委託）ほか、出土品や剥ぎ取り保存した土層断面については、米子市が展示・公開する予定である。

4 経過

- R2. 11. 30 埋蔵文化財発掘現地調査終了【センター】
12. 14 県文化財保護審議会史跡・埋蔵文化財部会において埋戻し・緑化、土嚢積み工法部分の剥ぎ取り保存の手法について報告・意見聴取【県】
12. 21 関係者による現地確認【県、米子市、センター】
12. 22 ブルーシートによる仮養生【センター】
R3. 1. 14 墳丘土層断面（土嚢積み工法部分）の剥ぎ取り保存作業実施（～1/15）【県】

【参考】発掘調査結果の概要

（1）所見（米子市文化財団及び米子市文化振興課）

当該地域に影響力を持った首長の古墳と考えられ、築造時期は出土遺物から6世紀後半と推定される。墳丘の下に、古墳時代中期以前の住居跡、縄文時代の落とし穴等を確認した。

①墳丘

- ・全長約26mの前方後円墳。墳丘は盛土により築かれ、「土嚢積み工法」が確認された。

②埋葬施設

- ・横穴式石室1基、組合式箱式石棺1基、小型石棺2基。
- ・横穴式石室は盗掘を受けて天井石を含む石室上半分がほぼ失われ、出土遺物は殆ど無し。
- ・組合式箱式石棺は側板の一部や蓋石は無く、床面まで盗掘され、出土遺物は無し。

③出土遺物

- ・須恵器、土師器、ミニチュア土器、耳環、馬具片、装飾須恵器片など。

（2）文化財保護部局の見解（県、米子市）

調査の結果において、「記録保存」は妥当であったと判断している。

（理由）

- ・墳丘の上部1/2～1/3は既に失われており、石室は盗掘を受けて下半分しか残っておらず、残存状態は良くない。
- ・出土遺物は当該時期の古墳からは通常出土するもの。
- ・住居跡はこの辺りで多数確認されたものと同様のもの。
- ・3次元測量により古墳の図面を作成しており復元することは可能。



発掘現場全景



発掘状況（石室）

淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る調査・設計等の進捗状況について

令和3年1月21日
循環型社会推進課

(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)が現在実施中の淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る調査等の進捗状況について報告します。

1 実施状況(※下線部は前回報告(9月14日)からの変更箇所)

(1) 令和元年9月補正予算関係(※令和2年2月県議会で繰越議決)

項目	実施状況
測量 及び 用地調査	○業務内容：基準点測量、地形測量、縦横断測量、水路測量、用地測量、用地調査 ○契約期間：令和元年11月1日～令和3年3月19日 (※埋蔵文化財調査箇所に係る土地筆界確認作業のため期間延長) ○作業状況：4月末…基準点測量、地形測量、水路測量、縦横断測量が完了 現在…用地測量、用地調査は継続中
地質調査 及び 詳細設計	○業務内容：ボーリングによる地質調査、処分場の詳細設計 ○契約期間：令和元年11月1日～令和3年3月19日 (※測量、用地調査の期間延長に伴い、詳細設計を期間延長) ○作業状況：6月上旬…地質調査が完了 現在…詳細設計(測量・地質調査等の結果を基に実施中)

(2) 令和2年度当初予算関係

項目	実施状況
埋蔵 文化財 発掘調査	① 発掘調査 ○業務内容：発掘調査1,374㎡(当初計画1,291㎡+範囲追加83㎡) (※発掘調査過程で新たな遺構の存在判明のため調査範囲拡大) ○契約期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日 ○作業状況：6月下旬…現場での発掘調査作業を開始 8月中旬…発掘調査過程で新たな遺構の存在判明 11月30日…発掘調査終了 今後…図面等整理予定(※R3年度：報告書作成予定)
周辺整備 計画 策定準備	○業務内容：周辺整備計画の各事業の費用算定 ○契約期間：令和2年7月10日～令和3年3月25日 ○作業状況： ・8月下旬…地元聞き取り及び現地調査を開始 ・現在…概算費用の算出や概略図面等の作成中

2 今後の予定

センターは、「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会」が実施中の地下水等調査の進捗状況等をよく確認しつつ、引き続き関係6自治会に対し環境保全協定の協議を通じて事業計画への理解を深めていただくなど、廃棄物処理法の施設設置許可申請に向けた準備を継続する。

「第2回とっとり緑のまちづくり」コンテストの受賞者の決定について

令和3年1月21日
緑豊かな自然課

鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の「緑のまちづくり」を推進するため、みどりの愛護のつどい開催記念「第2回とっとり緑のまちづくり」コンテストを実施し、この度受賞者が決定したので報告する。

(1) 目的

四季折々に花や緑を育み、快適な環境づくりや地域の景観づくりに貢献する「みどりの愛護」活動を行う者(団体又は個人)のうち、優良な活動を行っている者を表彰することにより、県民の花と緑のまちづくりへの意欲向上を図り、県民が身近なみどりをみつめ、生活の中で鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体のまちづくりを進める。

(2) 募集期間

令和2年6月2日(火)から10月30日(金)まで

(3) 審査日

令和2年12月17日(木)

(4) 審査員

会長 嶽山 洋志(兵庫県立淡路景観園芸学校主任景観園芸専門員)
池本 百代(まちづくりレディース鳥取会長)
林原 康子(とっとり花回廊副園長兼園芸部長)
西谷 勝之(一社)鳥取県造園建設業協会会長)
住田 剛彦(鳥取県生活環境部次長)

(5) 応募総数

9件

(6) 審査結果

賞	受賞者名(敬称略)
優秀賞	株式会社びんごや
準優秀賞	八東小学校 緑の少年団(4年)
奨励賞	ナチュラルガーデンボランティア
奨励賞	米子ガス株式会社
特別賞	松本美樹

※受賞された取組については県ホームページに掲載するほか、公共施設等に展示して紹介する予定。

(7) 全体講評(嶽山会長)

- どの取組も力作で、全ての応募者に敬意を表したい。
- その中でも今回は民間企業の努力が特徴的だった。働いている方にとっての健康と、地域の方にとっての癒やしを両立する取組であり、他の民間企業への波及効果を期待したい。
- また、個人の活動の頑張りも評価したい。緑化活動は「楽しい」といった声も聞かれ、活動の持続につながっており、そういった気持ちを大切にしていきたい。

<p>【優秀賞】株式会社びんごや</p> <p>鳥取市賀露町の国道9号線の交差点に面した敷地内の花壇を、社員が中心となって整え、地域の方とのつながりも考えながら管理している。また、不要となった段ボールを敷き詰め除草の手間を省くなど環境面も工夫している。</p> 	<p>【準優秀賞】八東小学校 緑の少年団(4年)</p> <p>学校の正門前付近の国道29号線の沿道を、季節の移ろいが楽しめる花壇として植栽等を行っている。この活動を参考に周辺の事業所も花壇を整備されるなど、地域に波及した取組となっている。</p> 
<p>【奨励賞】ナチュラルガーデンボランティア</p> <p>鳥取市の吉方中央緑地(カルチャージーン)の手入れなどを、切り戻した枝葉をリサイクルし堆肥として利用するなど工夫を重ねている。農薬を使わないことで、様々な蝶が飛来する季節感あふれる広場となっている。</p> 	<p>【奨励賞】米子ガス株式会社</p> <p>米子食品工業団地の会社の正門横に観賞用バラ園を整備し、令和2年度から日中は一般開放している。地域や通りがかりの方に楽しんでいただけるよう、咲く時期が異なる30種以上のバラを植え、ベンチ、あずまやも設置している。</p> 
<p>【特別賞】松本美樹</p> <p>本人や子どもが通った鳥取市西町の小さき花園幼稚園において、正面玄関前などの花壇を、幼稚園の負担にならないよう配慮しつつ、園児たちの目線(色、葉の形、種類)でかわいい花を選んで植え、緑や花のある環境を整えている。</p> 	

鳥取県動物愛護管理推進計画(第3次)案に係るパブリックコメントの実施結果について

令和3年1月21日
くらしの安心推進課

鳥取県動物愛護管理推進計画(第3次)案に係るパブリックコメントを実施したので、その結果を報告する。

1 パブリックコメント実施結果

- (1) 意見募集期間：令和2年12月14日(月)～令和3年1月4日(月)(22日間)
- (2) 意見総数：延べ41件(17名)
- (3) 応募のあった意見の内容及び対応方針(案)

【対応の区分は、盛込済(◎)、一部盛込済(○)、今後検討(△)】

項目	意見の内容	県の対応方針(案)	対応
野良猫問題	<ul style="list-style-type: none"> ・野良猫へのエサやりを禁止すべき。 ・野良猫への無責任なエサやりに罰則を科すべき。 ・地域猫の周知で人と動物が共存する寛容な社会を実現してほしい。 	無責任なエサやり行為が望ましくないことと併せて、地域猫活動の普及啓発を進めることで、人と動物の調和のとれた共生社会の実現を目指す。	◎
	<ul style="list-style-type: none"> ・多頭飼育崩壊への行政の積極的な介入が必要。 	多頭飼育問題については、福祉関係部局等との連携体制を構築するとともに、飼育崩壊に至る前に多頭飼育者を早期に把握する体制について検討を進める。	◎
	<ul style="list-style-type: none"> ・県の責任で TNR(※)100%達成に努めるべき。 ・TNR 活動の推進のため、不妊去勢手術費用の全額補助と補助金申請書類を簡素化してほしい。 ・野良猫の不妊去勢手術を実施する場所を確保してほしい。(動物病院を増やす、県が拠点施設を整備するなど) <p>(※) TNR とは、野良猫を捕獲して(Trap)、不妊去勢手術を行い(Neuter)、元の場所に戻す(Return)活動のこと。</p>	飼い主のいない猫対策として、猫の繁殖制限対策を推進する方針であり、飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施頭数の数値目標を設定している。今後、数値目標達成のための補助制度の在り方について、検討を進める。	△
飼い主への指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットの放し飼いを禁止してほしい。 ・猫の室内飼育を義務化してほしい。 ・飼い主に対する適正飼養の指導・啓発をしてほしい。 	飼い主に対する適正飼養の普及啓発を強化し、様々な機会や手段を活用して実施していく。	○
数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・致死処分ゼロを実現してほしい。 ・致死処分ゼロの目標は現実的ではない。(処分もある程度必要) 	致死処分ゼロの考え方を整理した上で、最終目標ゼロの実現に向けて取組を進めていく。	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護推進員の委嘱人数の目標値を増やしてほしい。 	まずは動物愛護推進員制度の在り方について検討することとし、委嘱人数の数値目標の引上げについては、制度が普及してきた段階で検討する。	△
災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難所において動物が嫌いな人に配慮してほしい。 ・ペットと共生できる環境を整備してほしい。(ペットと一緒にいける施設、災害時の避難場所の確保など) 	災害時のペット同行避難の受入れについては、市町村や獣医師会などの関係団体と連携して環境整備に努めていく。	◎
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・学校飼育動物の扱いを改善してほしい。(学校への指導など) 	動物の適正飼養の指導・啓発の一環として、学校等における適正飼養についても普及啓発を進めていく。	◎

2 今後のスケジュール(予定)

- 2月17日 第3回動物愛護推進協議会開催(最終案協議)
- 3月中旬 鳥取県動物愛護管理推進計画の改定・公表

鳥取県食品衛生条例の一部改正（新設業種の基準）について

令和3年1月21日
くらしの安心推進課

鳥取県食品衛生条例の一部改正案について、令和2年10月23日から11月5日の間にパブリックコメントを行ったところ、これまで営業許可の対象ではなかった漬物製造業等の新設業種について、事業継続に配慮してほしい旨の意見が農業関係者から寄せられた。

営業実態を踏まえて施設基準等について再検討したので、その概要について報告する。

1 対応方針（案）

（1）施設基準の緩和

新設業種のうち漬物製造業、水産製品製造業及び食品の小分け業については一定数の営業施設があるが、これまで県内で大きな食中毒事案は発生していないことを踏まえ、国が定める参酌基準を以下のとおり緩和する。既存施設については営業継続の観点から、施設構造の大規模な改修が課されないよう配慮することとする。

国の参酌基準	現状や課題	対応（案）
<ul style="list-style-type: none">施設の清掃等に水が必要な施設の場合、床面は不浸透性の材質で作られ、排水が良好であること。内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。	<ul style="list-style-type: none">板張りの床等、不浸透性材質以外の材質の床及び壁の施設がある。排水口が無い等、排水機能が十分ではない施設が多い。	<ul style="list-style-type: none">床面及び内壁の材質は不浸透性材料以外のものも可とする。施設の構造等を問わず、排水設備を必須としない。
<ul style="list-style-type: none">従業者用の手指を洗浄消毒する手洗い設備を有すること。食品、機械器具等を洗浄するための設備を有すること。	<ul style="list-style-type: none">手洗い用及び食品、機械器具用、いずれの洗浄設備も製造スペース内には設置されていないが、付近の水栓を使用して製造している。	<ul style="list-style-type: none">手洗い用設備と食品等洗浄用設備との兼用を認め、付近の使用に便利な場所に水栓が最低1か所設置されていればよい。
<p>（漬物製造業のみ）</p> <ul style="list-style-type: none">浅漬けを製造する場合、製品が摂氏10度以下で管理することが可能な冷蔵設備を有すること。	<ul style="list-style-type: none">冷蔵庫を有していない施設がある。製造から販売までの時間が短い場合、冷蔵設備以外の方法で代用している事例がある。	<ul style="list-style-type: none">必要に応じて、全業種共通の冷蔵設備にかかる基準に基づき指導が可能であり、浅漬けに限定した冷蔵設備にかかる基準は削除する。

<参考> 新設業種の事業者数（県内全域見込み）

・漬物製造業 437 ・水産製品製造業 24 ・食品の小分け業 8 ・液卵製造業 0

（2）周知広報

手続きの流れや施設の基準を分かりやすく記載したチラシ等を作成し、農協、漁協等の関係団体と連携して対象事業者へ配布したり、県のホームページや各種広報媒体で広報するなどして、許可取得の積極的な働きかけを行う。

2 今後のスケジュール（予定）

令和3年2月下旬

2月議会に条例改正案を附議

令和3年6月1日

改正条例施行

令和6年5月31日まで

条例施行前の許可不要業種にかかる許可取得期限（施行から3年間は許可の取得を猶予）

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正について

令和3年1月21日

くらしの安心推進課

平成30年6月に食品衛生法の一部が改正されたことに伴い、令和3年6月1日から営業許可制度が見直されること及び国がふぐ処理師に必要な知識及び技術を全国平準化するための基準（以下「国基準」という。）を示したことから、鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（以下「条例」という。）の改正を検討しているため、その概要について報告する。

1 改正案の概要

(1) ふぐ処理師試験の受験資格について（条例第7条関係）

国は従事経験を要件とすることは客観的な評価が困難であるため適切でないとしており、以下の理由及び知識・技術の確認は試験により十分可能なことから国基準に合わせて、現在、条例で定めている受験資格を削除する。

現行の規定 (いずれか1つを満たすこと)	改正案	理由
①魚介類販売業、魚肉練り製品製造業、乾ふぐ製造営業施設での従事経験が2年以上	削除	包装品のみ扱う営業及び煮干し製造等一部の魚介類の処理を伴わない従事経験も該当してくるから、従事経験では客観的な評価は困難。
②ふぐ認証施設でふぐ処理師の指導の下での従事経験2年以上	削除	従事内容は様々であり、客観的な評価は困難。
③調理師	削除	ふぐ処理師は、ふぐ及び水産食品に特化した衛生知識が必要とされ、調理師免許までは不要。

(2) ふぐ取扱い営業認証制度について（条例第12～15条関係）

本県では、営業許可に加えて条例に基づく認証を受けた施設に限ってふぐ取扱いを認めてきたが、食品衛生法の改正によりふぐの取扱いが営業許可制度の対象になり、施設の把握及び指導が可能となったことから、ふぐ取扱い営業認証制度を廃止する。

- ・経過措置として、食品衛生法に基づく営業許可が切り替わるまでの間は、従前のふぐ取扱い営業認証も有効とする。
- ・改正後の食品衛生法に基づき営業を許可する際には、ふぐの処理が可能な施設としての標識を交付する。
- ・認証制度の廃止に伴い、認証の要件としていたふぐ処理師の専任規定はなくなるが、食品衛生法に基づく営業許可申請時に施設におけるふぐ処理師の従事状況を把握することで、有資格者によるふぐの処理を担保する。

現行（条例に基づく認証の要件）	R3.6.1以降（食品衛生法に基づくふぐ取扱いにかかる基準）
専任のふぐ処理師を置くこと。 (ふぐ処理師の遵守事項として、毒性部位は専用容器に収容し完全に廃棄することを規定。)	ふぐの処理は、都道府県知事がふぐを処理できるとして認める者が行わなければならない。 ①有毒部位を保管するため施錠できる容器等を備えること。 ②ふぐを処理するための専用の器具を備えること。 ③ふぐを凍結する場合は－18℃以下で急速に凍結できる冷凍設備を有すること。

(3) 知事がふぐ処理師免許を与える者について（条例第4条関係）

国基準により、ふぐ処理師の知識及び技術が全国平準化されることから、他の都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長がふぐを処理できる者として認める者については、鳥取県において免許交付申請のみで免許を与えることとする。

- ・現行では、県基準と同等以上であると認める他の都道府県を規則に定めて、免許交付申請のみで免許を与えている。

2 今後のスケジュール（予定）

令和3年2月下旬 2月議会に条例改正案を附議

令和3年6月1日 改正条例施行

新型コロナ対策認証事業所等の状況について

令和3年1月21日

くらしの安心推進課

新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組む新型コロナ対策認証事業所等の状況について報告する。

1 新型コロナ対策認証事業所の認証状況

(1) 認証事業所数

- 令和2年9月末に新型コロナウイルス感染予防対策協賛店（以下「協賛店」という。）へ認証取得を促すチラシを送付したところ、約150件の認証取得に向けた相談を受け付け、順次現地確認や手順書作成の支援を進めている。
 - 認証事業所は令和3年1月13日現在で72件となり、徐々に増加している。
- ※相談を受け付けた約150件のうち、認証取得済事業者55件、認証申請済・手続中31件、その他は手順書作成等の事前相談中である。

(令和3年1月13日現在)

	飲食業	宿泊業	理美容業	その他	合計
東部	8	4	9	10	31
中部	6	1	5	7	19
西部	2	6	11	3	22
計	16	11	25	20	72

(2) 認証取得促進の取組

ア 内覧会の開催

認証を取得した飲食店を会場に、県食品衛生協会や県生活衛生営業指導センター等の方を招いて認証事業所における感染予防対策の実例を紹介し、他店の参考としていただくことを目的として令和2年12月21日に開催した。内覧会の模様はテレビ及び新聞に取り上げられたほか、とりネットにも動画を掲載し、継続して見ていただけるようにしている。

イ ホームページ作成

新型コロナウイルス対策として実施すべき各種の対策を、フィジカルディスタンスの確保、換気方法、カラオケ利用の対策など、各種の場面を例示して掲載した。また、上記飲食店の内覧会に併せて撮影した感染対策の動画、カラオケ設備のあるスナックにおける感染対策の動画、手洗い方法の動画や店舗の掲示物など、感染対策に有効な各種資料も併せて掲載し、事業者の参考となるよう情報を集約した。

ウ チラシ郵送

協賛店のうち、飲食店及び宿泊施設約1800件を対象に感染予防対策の啓発チラシを令和2年12月18日と25日の2回に分けて送付した。相談のあった事業所に対して感染予防対策の助言を行い、併せて認証取得の呼びかけを行う。

この他、境港市内の飲食店におけるクラスター発生を受けて、社交飲食業約1000件に対して感染対策の徹底を呼びかけるチラシを令和2年12月28日に発送した。

エ 指定管理者への認証取得促進

県立の指定管理施設について、施設所管課に対して認証取得を呼びかける通知を令和2年12月11日に発出した。市町村立の指定管理施設については、市町村の総務課等を訪問し認証取得の働きかけを令和2年12月から実施している。令和3年1月13日時点で11件の指定管理施設から認証取得の相談を受けている。

2 協賛店の届出状況

(令和3年1月13日現在)

業種	店舗数				業種	店舗数			
	東部	中部	西部	計		東部	中部	西部	計
飲食店	690	305	604	1599	運輸業	3	2	1	6
宿泊施設	86	68	112	266	観光業	33	19	15	67
公衆浴場	8	7	10	25	小売業	177	138	154	469
理容業	65	73	61	199	サービス業	85	46	68	199
美容業	166	59	151	376	その他	160	99	108	367
クリーニング業	22	13	8	43					
製造業	9	13	10	32	計	1504	842	1302	3648

3 新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金の申請状況

予算額5億7千万円に対して交付申請額ベースで約80%の執行率となっている。

(令和3年1月12日現在)

交付申請件数	交付申請額	交付決定件数	交付決定額	額確定件数	確定額計
2,464件	466,250千円	2,165件	412,627千円	1,667件	299,169千円

市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の改正について

令和3年1月21日
住まいまちづくり課

市街化調整区域内の空家の利活用の推進及び老朽空家の放置を防止するため、「市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例」（以下「条例」という。）を改正し、住宅建築等に係る許可基準の緩和を検討しており、その概要について報告する。

1 条例の概要

条例は、都市計画法第34条第11号及び第12号に基づき、市街化を抑制すべき地域として指定している市街化調整区域内における以下の地域の指定及び開発行為の許可基準を定めている。（条例の適用対象は境港市及び日吉津村で、中核市である鳥取市と独自条例を持つ米子市は適用対象外）

- （1）自己用住宅の建築を認める区域として「市街化区域と一体的な地域」を指定（11号関係）
- （2）市街化を促進しない開発行為として立地を認める建築物等の基準（12号関係）

<前回の改正内容（平成29年7月改正、施行）>

- （ア）分家住宅に居住する者の2親等以内の親族の分家住宅の建設を認める。
- （イ）分家住宅の建設を認める区域に、本家住宅の敷地から連たんした区域を加える。
- （ウ）分家住宅の建設が認められる者に、就職等に伴い県外から転入する者を加える。
- （エ）空家について、県外からの移住（農業者以外は購入する場合に限る）又は県内農業者の移住を目的とした居住を認める。

2 市街化調整区域の空家・住宅に関する課題

- ・移住者が空家を住宅として利活用する場合、農業者以外は購入が要件であるためハードルが高く利活用が進まない。
- ・老朽空家を解体して更地にするとう再築ができない場合があり、空家のまま放置されてしまう。
- ・農林漁業者は開発許可不要で住宅が建てられるが、高齢化等で生産規模を一定規模以下に縮小すると、住宅の増改築に開発許可が必要になり、「市街化区域と一体的な区域」以外では増改築ができない。

3 条例改正案の概要

上記課題を踏まえ、以下のとおり市街化調整区域における開発行為の許可基準を改正する。

項目	現行基準（要件）	改正案の内容
(1) 空家利活用の緩和	・居住者は同一市町村に住宅、土地を所有していない県外からの移住者又は県内農業者に限定 ・移住者で農業者以外は所有権を有すること（賃貸は不可） ・用途は専用住宅に限定	・移住者、県内農業者の限定を廃止（同一市町村内に住宅、土地を所有していないという条件のみとする） ・農業者に限らず賃貸を認める ・兼用住宅（住宅以外は延べ面積の1/2かつ50㎡以下）とすることも認める
(2) 空家除却後の土地利用の緩和	・解体後の更地は、新たな開発行為として基準に合致する場合に認める（市街化区域と一体的な区域以外は建築ができない）	・空家対策特措法により指導又は助言がされた空家に限り、解体前の住宅の延べ面積の2倍以内の住宅の新築を認める（既存住宅の改築に係る許可基準と同様）
(3) 元農林漁者の住宅の増改築の緩和	・新たな開発行為として基準に合致する場合に認める（市街化区域と一体的な区域以外は増改築ができない）	・従前の住宅の延べ面積の2倍以内の住宅の増改築を認める ・兼用住宅への増改築も認める

4 市町村との協議状況

- ・市街化調整区域を有する鳥取市、米子市、境港市、日吉津村と昨年度から協議しており、上記内容で合意した。
- ・中核市で許可権限のある鳥取市は県の動向を見ながら市条例の改正を検討する予定である。
- ・開発許可の事務処理権限の移譲をし、独自条例を持つ米子市は、県と同様の内容で市条例の改正をする予定である。

5 今後のスケジュール（予定）

令和3年2月下旬 2月議会に条例改正案を附議
令和3年4月1日 改正条例施行

鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会・準備会の開催概要について

令和3年1月21日

水環境保全課

鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会の準備会を開催したので、概要を報告する。

1 協議会の目的

令和2年4月1日に改正浄化槽法が施行され、浄化槽の整備及び適正な維持管理に関して、管理者（設置者）への必要な助言等、適正処理の促進を図るため、県において協議会を組織できることが規定された。これを受け、同法の事務権限を移譲している12市町及び県においてある程度統一した事務処理や管理者に対する指導ルール（関係者が連携して効率の良い手法）等について話し合う協議会を令和3年度に設立するよう準備会を開催した。

2 準備会の概要

(1) 日時及び場所 令和2年12月21日（月）午後1時30分から午後3時30分まで
新日本海新聞社中部本社ホール

(2) 出席者 32名

区分	構 成 員
有 識 者	公立鳥取環境大学戸苺准教授、鳥取県浄化槽協会早瀬相談役
民 間 団 体	鳥取県浄化槽協会（大川会長、西村清掃部会長、岡村保守点検部会長、中島事務局長）
指 定 検 査 機 関	鳥取県保健事業団（森脇常務理事、環境事業部安藤次長）
県 及 び 市 町 村	浄化槽法権限移譲市町等13団体、県総合事務所、くらしの安心局長
事 務 局	県水環境保全課

(3) 出席者の主な意見

①浄化槽台帳

- ・県及び権限移譲市町と指定検査機関である鳥取県保健事業団の浄化槽台帳に不突合が生じており、管理者の変更や浄化槽の廃止情報の入手、台帳更新方法のルール化が課題である。
- ・正確な浄化槽台帳を整備するため、改めて登録内容の精査（転居、空き家等の確認）を行い、浄化槽台帳をシステム化して終わるだけでなく、随時内容が更新されていく仕組みが必要と考える。
- ・生活排水処理施設は、し尿の汲み取り、浄化槽、下水道（集落排水）で成り立っており、浄化槽台帳だけ整備するのは困難（効率的でない）と考えられる。
- ・保守点検・清掃事業者、法定検査機関等の現場を任されている者が台帳運用等のアイディアを有していると思われるので、作業部会には現場からも参画すると良い。

②保守点検・清掃・法定検査

- ・本県の法定検査（11条検査）の受検率は全国に比べて高いが、市町村間でのばらつきもあるので、地域的な特徴や分析を踏まえた対策が必要である。（全国43%、鳥取県53%）
- ・保守点検時に管理者に対して清掃や法定検査の受検義務を周知する取組をしてはどうか。
- ・保守点検（事業者が実施）後に、法定検査（保健事業団が実施）を連絡すると、管理者が保守点検と法定検査を勘違いすることがあるので、保守点検・清掃・法定検査を一連のパックにして、適正に実施できる方向を検討してはどうか。
- ・他県ではシルバー人材センターに依頼して、保守点検・清掃・法定検査は法的義務があることを、住民へ普及啓発して理解を進めている取組もあるので、他県の好事例を参考にすると良い。

3 今後の予定

本準備会の結果を踏まえて課題を整理した後、各作業部会・準備部会を設置して課題解決に向け具体的方策の検討を行う。

令和3年度から協議会を設置して、鳥取方式の効率的なルールづくりを進めていく。

- ・令和3年2月～3月 作業部会の準備会を開催
- ・令和3年5月～6月 協議会を設立
- ・協議会設立後 協議会（全体会）及び作業部会をそれぞれ年度に2回開催

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和3年1月21日

生活環境部

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
緑豊かな自然課 (西部総合事務所 米子県土整備局)	大山駐車場地中熱融雪設備設置工事 (1工区)	西伯郡 大山町 大山	株式会社大協組 代表取締役 小山 典久	(当初契約額) 155,320,000円	令和2年3月6日 ～令和2年11月30日	(当初契約年月日) 令和2年3月5日	
				(第1回変更契約額) 164,524,800円 (変更額) 9,204,800円	(変更なし)	(第1回変更契約年月日) 令和2年9月10日	・第2駐車場前坂路の部分 供用を図るため、循環ポン プ制御盤を新規計上したこ とによる工事費の増。
				(第2回変更契約額) 190,493,600円 (変更額) 25,968,800円	(変更後工期) 令和2年3月6日 ～令和3年1月25日	(第2回変更契約年月日) 令和2年11月27日	・雪シーズン前に緊急の安 全対策として、大山駐車場 拡張工事の予定地と隣接す る町道との間に生じた高低 差を解消するための盛土工 事を実施することによる工 事費の増。
				(第3回変更契約額) 186,222,300円 (変更額) △4,271,300円	(変更なし)	(第3回変更契約年月日) 令和2年12月18日	・盛土数量の確定による工 事費の減。